

奈良県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、西室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 雅照	葛城市西室一八一三
〃	前田 七三	〃 四二
〃	名倉 博	〃 一二―二
〃	保川 充	〃 二九―四
〃	谷村 康夫	〃 二八
監事	岡本 義弘	〃 四三
〃	沢井 保	〃 三五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡本 雅照	葛城市西室一八一三
〃	前田 七三	〃 四二
〃	名倉 博	〃 一二―二
〃	保川 充	〃 二九―四
〃	谷村 康夫	〃 二八
監事	岡本 義弘	〃 四三
〃	吉川 健一	〃 一〇七